

計画の基本理念

○障害者総合支援法の基本理念に基づき、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等が総合的・計画的に実施できるよう支援体制を構築するとともに、情報提供体制の充実等により社会参加の機会を確保し、住み慣れた地域で自らが望む生活を継続するための令和5年度末の数値目標を定めました。

目標	令和5年度末の目標値・取組(要旨)
①福祉施設入所者の地域生活への移行	・施設入所者の地域生活への移行 【目標】4人 ・施設入所者数の削減 【目標】施設入所者数 107人(R1末実績) ⇒ 105人
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	・保健・医療・福祉関係者による協議の場(障がい者総合支援協議会の専門部会等)の設置 ・県が設置する高岡圏域での協議の場を通じて、依存症等多様な精神疾患等への対策について、重層的な連携による支援体制を構築
③地域生活支援拠点等が有する機能の充実	・相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくりの5つの機能を備えた面的な体制(地域生活支援拠点)の整備及び機能の充実等
④福祉施設から一般就労への移行	・就労移行支援事業等による一般就労への移行者数 【目標】12人(R1末実績) ⇒ 16人 ・就労移行支援事業による一般就労への移行者数 【目標】5人(R1末実績) ⇒ 7人 ・就労継続支援A型事業による一般就労への移行者数 【目標】3人(R1末実績) ⇒ 4人 ・就労継続支援B型事業による一般就労への移行者数 【目標】3人(R1末実績) ⇒ 4人
⑤障がい児支援の提供体制の整備等	・児童発達支援センターを中核として保育所等訪問支援の利用促進及び地域の保育、教育等の支援を円滑に受け取ることができるようにするため、障がい児の支援サービスの調整を図る。 ・重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所 【目標】1か所以上 ・重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所 【目標】1か所以上 ・医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 【目標】8人等
⑥相談支援体制の充実・強化等	・地域の相談支援事業者に対する指導・助言や人材育成支援、相談機関と連携強化 ・ペアレントトレーニングや保護者同士等の集まる場の提供等の継続等
⑦障害福祉サービス等の質の向上に向けた取組	・障害福祉サービス等に係る研修への参加 【目標】1人1回以上 ・障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果の分析内容を事業者等と共有
⑧ひきこもり施策の推進	・相談窓口や支援場所の周知及び支援にかかわる人材の養成 ・関係機関との連携による、地域の支援体制の確立
⑨差別の解消の推進及び障がい者虐待の防止	・福祉教育の推進、交流・ふれあい活動への支援等を通じた啓発活動の実施 ・障がい者虐待センターに専門職を設置等
⑩新型コロナウイルス感染症拡大防止のため対応	・感染症拡大防止のため各事業所への情報提供・資器材の提供 ・感染発生時においても必要な障害福祉サービス等が継続的に提供できる体制の構築
⑪障がい者総合支援協議会の機能強化	・協議会及び専門部会の活性化

計画の進行管理と評価

